資生堂グループの社員の皆さまへ

■ | 団体傷害保険/ 新・団体医療保険」のご案内

「団体傷害保険」は、総合補償特約セット傷害保険、総合補償特約セット家族傷害保険。 「新・団体医療保険」は、医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険により構成されています。

団体割引 20%

が適用されていますので、 大変お得な保険です。

NEW

法的トラブルから守る 「弁護士費用補償」が新登場!! (傷害総合保険)



先進医療費用の補償も選択可能!!

申込締切日 **12月3日(月)**

保険期間 平成30年12月20日午後4時より 平成31年12月20日午後4時まで 1年間 ※中途加入可

改元された場合は新元号に読み替えます

こんなにもお役に立っています。 「資生堂グループ団体傷害保険」での 保険金お支払いの実績 (平成27年2月~平成30年2月)

●保険金お支払額 1億7,377万円



ID : 従業員番号 (6桁: 例 001234) PW: 生年月日 (西暦8桁: 例 19800401)

http://www.fkginza.co.jp/direct/shiseido_dansho-geneki/go_group.html

現在ご加入いただいている方で、ご加入プランに変更がない場合はご対応は不要です。 昨年度と同等条件のご加入プランで継続させていただきます。加入内容を変更される 場合は、変更事項をご入力のうえWebにて、お手続きいただきますようお願いします。



株式会社 フクハラアイズ

お問い合わせは

0120-81-2987

あなたとご家族のリスク対策!!

こんな場合に保険金

〈基本〉ケガの補償

日本国内および海外で偶然な事故 によりケガをされたとき、保険金を お支払いします。

- ○地震、噴火またはこれらによる津波の天災事故 も補償します。(P型を除きます。)
- ○通院のみのケガでも1日目からお支払いします。



交通事故でケガをして 入院した。



階段を踏み外して骨折し 通院した。



料理中にヤケドをして 通院した。

〈オプション〉賠償責任の補償

日本国内および海外で日常生活中 に、他人にケガをさせたり、他人の 物を壊したりしたこと等により法 律上の損害賠償責任を負われたと き、保険金をお支払いします。

○示談交渉サービス付き(日本国内のみ)



自転車で通行人にぶつかり ケガをさせた。



他人の車にキズをつけた。



子供がキャッチボール中に 洗濯機のホースが外れて階下の部屋の壁 および床と家財を水濡れさせてしまった。

NEW 〈オプション〉弁護士費用の補償

あなた自身や大切なお子さまが法的ト

1 ご注意事項

弁護士費用補償(弁護のちから)は個人販売しかしておりません。

_ 】 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 15.4% (約6.5人に1人)

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」 (注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に衝突された



こどもが学校でいじめを受けている



相続で兄弟ともめている



離婚で配偶者ともめている

例えば

あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合・・・

相手方の態度が悪く、 誠実な対応をしてくれない。 訴えを起こしたいけれど、 具体的にどうすれば いいのかな・・・

> 治療費や休業損害を 相手方に請求したいけれど、 どのくらいの額を、 どうやって請求すれば いいのかな・・・



仕事が忙しくて なかなか時間がとれないわ。 専門知識がないから 対応に時間が かかりそう・・・

このような法的トラブルを、 ご自身のちからだけで解決するのは大変です。

祭の手続きや、

間的な負担はもちろん、 **ら含めた精神的な負担の** さは計り知れません。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、12ページ「団体傷害保険 重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

[ニーズに合ったプランを]お選びください!!

をお支払いします

〈オプション〉携行品の補償

日本国内および海外で偶然な事故 により携行品に損害が生じたとき、 保険金をお支払いします。

○携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ など保険の対象とならないものがあります。 詳しくは14ページをご覧ください。



カメラを落として壊した。



テニスプレー中に ラケットが折れた。



子どもがゲーム機を 落として壊した。

〈オプション〉ホールインワン・アルバトロス費用の補償

ゴルファー保険に未加入の方はご希望により このオプションをセットすることができます。

(日本国内のみ補償)

本オプションをセットされる場合に は、プラン表のオプションよりホー ルインワン・アルバトロス費用をお 選びください。



ホールインワンをした際の 記念品の購入費用など

保険金額 50万円 月払保険料 470円

◎病気の入院補償

→詳しくは6~7ページをご覧ください。

ブルに巻き込まれたら、どうしますか?



家族型に加入の方は個人型(普通傷害)に入りなおす必要がございます。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

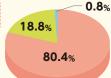
専門家である「弁護士」 に相談できたら安心です。 でも…

法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がいない」 という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%

相談できる弁護士がいる 18.8% 0.8% わからない



出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパン日本興亜にて作成

全国の20歳以上3.000人のうち有効回答数 1.684人

弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と 感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象 (複数回答)

費用が高そうだから 62.8% 37.4% 弁護士に関する情報がわからないから 身近に弁護士がいないから 17.1% 話が難しそうだから 16.4% その他 32.0% わからない 1.3% 20 40 60 80 (%)

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、 法的トラブルに巻き込まれたときに

「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい・・・

そのような声にこたえて、弁護のらから

弁護士費用補償 ケガの補償 個人賠償責任補償 の3つの補償であなたの生活を守ります!!

"弁護のちから"が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者 お子さま ご本人

被保険者ご本人だけでなく、 お子さま^(※1)が遭遇された トラブルについても対象となります。

被害事故

- ●路上歩行中に他人が運転する自転 車に追突され、ケガをした。
- ●近所に住む若者に自宅の壁に落書 きをされた。
- ●画廊から本物といつわられて、偽物 の絵画を売りつけられた。



人格権侵害^{(※2)(※3)}

- ●こどもがいじめにあい、登校拒否の状 態になった。
- ●いわれもない誹謗中傷にあい、精神 的苦痛を受けた。
- ●昔の恋人からストーカー行為をさ れている。



借地·借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主か ら正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- ●アパートの雨漏りにより家具にカビ が生えてしまったが、家主が修理し てくれない。
- ●借りている土地に建てた家の増築を、地 主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の法的トラブルについては、 調停等に要する弁護士への 各種費用が対象となります。

遺産分割調停

- ●兄弟間の遺産分割の協議がまとまら ず、調停での手続きとなった。
- ●母がすべての遺産を兄に相続させ るとした遺言を残して亡くなり、自 分が相続できる権利が侵害されたため、 調停で手続きすることとなった。



離婚調停(※2)

- ●夫婦間での協議がまとまらず、調停で 離婚手続きを進めるしかなくなった。
- ●こどもの将来のための養育費の額 について夫婦間の折り合いがつか ないため、調停で離婚手続きをする こととなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った 場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- ●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- ●医療ミスによる被害事故に関するトラブル ●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- ーン・バー 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- <u>■職務遂行におけるトラブル</u>

など

(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

- (※2)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含 めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
- (※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブ ルにかぎります。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- ■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生 していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】





2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を 行うときに負担した法律 相談費用を補償します。

(保険期間1年間につき)

5円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 法律相談にかかった費用 自己負担額 1.000円 (免責金額)

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決 の委任を行うときに負担 した弁護士委任費用を補 償します。

(保険期間1年間につき)

万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 弁護士委任にかかった費用

×(100%

自己負担割合 10%

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

🚺 いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、 弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 1万円

法律相談費用保険金のお支払額 1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9.000円

弁護士委任にかかった費用 50万円 着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

50万円×(100%-10%(自己負担割合))=45万円

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。 お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに 弁護士をご紹介します。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、 それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護 士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「離婚調停に関するトラブル」 および 「人格権侵害に関するトラブル」 の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)か らその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれ らのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

プラン (保険期間1年、職種級別A級、団体割引 20%、天災危険補償特約(P型を除きます。)、特定感 染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約(P型を除きます。)セット)

傷害保険「S」と「FS」は口数募集をしております。被保険者、ご本人1名あたり、4口までご加入いただけます。また、オプションのみ のご加入はできません。傷害保険とセットで、ご加入いただけます。平成29年12月19日以前に従来型の保険にご加入されていた 方は、26ページをご確認ください。

賠償責任補償のご注意!

傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・保険金額を十分にご確認ください。

②家族傷害保険からお選びください。

※団体傷害保険にご加入いただいた方は、損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのサービスをご利用いただけます。詳しくは8ページの損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内をご覧ください。

①基本補償〈普通傷害保険 月払 〉

▼次の補償内容からお選びください。

※下表の保険料は被保険者1名に対して、1口分を記載しております。(4口までご加入いただけます。)

補償内容で加入プラン(型)		S型	S2型		
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡•後遺障害	10万円	200万円
			入院保険金日額	2,500円	2,500円
		僧		通院保険金日額	1,300円
額	月払保険料		550円	940円	

オプション補償

※1口のみの販売となります

3 2 2 2 mise	然「□のかの対象がころうようよう。	
個人賠償責任	B型	
保険金額:1億円	保険料:90円	
携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)	K型	
保険金額:35万円	保険料:160円	
ホールインワン・アルバトロス費用	H型	
保険金額:50万円	保険料:470円	
弁護士費用補償(弁護のちから)	P型(傷害総合保険)	
法律相談費用(自己負担額: 1,000円) 弁護士委任費用(自己負担割合: 10%)	保険料:700円	

保険金額:通算10万円限度 保険金額:通算300万円限度

※上乗せで死亡・後遺障害保険金10万円がセットされます。

弁護士費用補償(弁護のちから)は個人販売しかしておりません。家族型に加入の方は個人型(普通傷害)に入りなおす必要がございます

②基本補償(家族傷害保険 月払)

▼次の補償内容からお選びください。

※下表の保険料は被保険者1名に対して、1口分を記載しております。(4口までご加入いただけます。)

補償内容 ご加入プラン(型)		ご加入プラン(型)	FS型		
	ケガの補償	ガ の 配偶者	死亡•後遺障害	530万円	
			入院保険金日額	3,750円	
			通院保険金日額	2,500円	
保			死亡•後遺障害	400万円	
険			入院保険金日額	3,500円	
保険金額			通院保険金日額	2,000円	
科		ię –	その他の*	死亡•後遺障害	300万円
		ご親族	入院保険金日額	2,500円	
		(1名につき)	通院保険金日額	1,500円	
			月払保険料	4,480円	

オプション

※1口のみの販売となります。

個人賠償責任	FB型
保険金額:1億円	保険料:90円
携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)	FK型
保険金額:45万円	保険料:340円
ホールインワン・アルバトロス費用	FH <u>型</u>
保険金額:50万円	保険料:470円

*その他のご親族の範囲…ご本人またはその配偶者の同居のご親族(親族はご本人の血族6親等内、姻族3親等内)および、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方) ○上記保険料は職種級別A級の保険料です。被保険者ご本人の職種級別がB級に該当する場合には保険料が異なりますので、フクハラアイズまでお問い合わせください。

Δ級

(特約をセットされる場合)

B級

木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、探鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、 貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者等)、農林業作業者

オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

○すべてのご加入プランで手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。詳しくは、13ページ「手術保険金」をご覧ください。

◎被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は、ご加入いただく保険により次のとおりとなります。

保険金の種類	普通傷害保険	家族傷害保険
死亡·後遺障害保険金 入 院 保 険 金 手 術 保 険 金 通 院 保 険 金	被保険者 ご本人(①)	ご家族全員 (11~3)
携行品損害保険金 (従来型のパーソナルプランAH型は除きます。)	被保険者 ご本人* ¹ (1)	ご家族全員*2 (11~3)
個人賠償責任保険金	ご家族全員	₹(1~4)

- ① 保険の補償を受けられる方でWebの「被保険者(ご本人)」欄に入力される方をいいます。
- ② 被保険者ご本人の配偶者
- ③ その他のご親族(被保険者ご本人またはその配偶者の、①同居のご親族(親族はご本人の血族6親等 内、姻族3親等内)②別居の未婚のお子さま[婚姻歴のない方])
- ④ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって 本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。②から③までのいずれ かの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者 を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- *1 被保険者ご本人の所有する物で被保険者ご本人が携行されている身の回り品が保険の対象となります。 *2 被保険者ご本人が携行されている被保険者所有の身の回り品が保険の対象となります。

現在ご加入いただいている方で、ご加入プランに変更がない場合はご対応は不要です。昨年度と同等条件のご加入プランで継続させていただきます。加入 内容を変更される場合は、変更事項をご入力のうえWebにて、お手続きいただきますようお願いします。

病気の入院補償が 旦加できます。

おすすめします!! 病気の入院補償 (新•団体医療保険)

1日だけの入院もOK! 日帰り入院でも保険金をお支払いします。

例)夜中の3時に病院に運び込まれ、当日の夕方に退院した場合など。

※日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

病気の入院は最長730日まで補償します。

1回の入院につき最長730日まで補償します。ご加入期間内であれば、入院回数に制限はありません。また、ご継続の保険期 間を通じて1,000日まで補償します。

手術保険金もお支払いします!

〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍

〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍

- ※新・団体医療保険にご加入いただいた方は、損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルをご利用いただけます。詳しくは8ページの損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルをご覧ください。 ※継続契約のご加入プランについては26ページをご参照ください。
- ※保険金のお支払方法等重要な事項は、12ページ「団体傷害保険 重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

病気の入院保険金日額と保険料

(保険期間1年、団体割引 20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

※下表の保険料は被保険者1名に対して、1口分を記載しております。 (4口までご加入いただけます。)

ご加入プラン	個人型	
こ加入ノフン	F3	
1 贮仅贮入口菇	ご本人	
入院保険金日額	2,500円	

ご本人の満年齢	月払保険料
0~24歳	200円
25~29歳	280円
30~34歳	350円
35~39歳	390円
40~44歳	420円
45~49歳	530円
50~54歳	690円
55~59歳	1,010円
60~64歳	1,400円
65~69歳	2,080円

オプション補償



※1口のみの販売となります。

#\#E.##	ETIL
允進医療費用	E型
NEW 保険金額: 300 万円	20円



健康告知書による加入で、医師の診査は不要!

ご加入時に健康状態を告知していただきます

※告知の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加 入いただく場合があります。ご加入は4口まで、ご加入いただけます。

ご加入例



A男さん(ご年齢34歳)・B子さん(28歳) ご夫婦の場合

家族傷害保険(ケガの補償)FS型にご加入で、新・団体医療保険 (病気の入院補償)A男さんF3型・B子さんF3型に追加でご加 入いただいた場合の月々のお支払い保険料は・・・

4,480円(ケガの補償)+350円(A男さん病気の入院補償) +280円(B子さん病気の入院補償)=5,110円



C子さん(ご年齢44歳)・D男さん(ご年齢16歳)・ E美さん(ご年齢13歳)親子の場合

傷害保険(ケガの補償)FS型にご加入で、新・団体医療保険(病気 の入院補償)C子さんF3型2口・D男さんF3型・E美さんF3型に追 加でご加入いただいた場合の、月々の保険料は…

4,480円(ケガの補償)+840円(C子さん病気の入院補償) +200円(D男さん病気の入院補償)+200円(E美さん病気の入院補償) =5.720円

- ※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
- (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

 ○すべてのご加入プランで手術保険金(重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、重大手術以外の場合:入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。詳しくは、18ページ「疾病手術保険金」をご覧ください。

※保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

- ※年齢は保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。
- ※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

※新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

- ※本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(平成30年7月現在)
- ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、 団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

お支払い例



40歳男性:病気の入院補償[F3型2口]にご加入 (病気入院日額5,000円)

脳卒中で120日間入院し、入院中に重大手術(開頭手術) を受けたときの保険金お支払い例…

 $\lambda \gtrsim 60$ 万円 + = % 20万円 $= \frac{1}{2} \approx 80$ 万円

お支払保険金総額

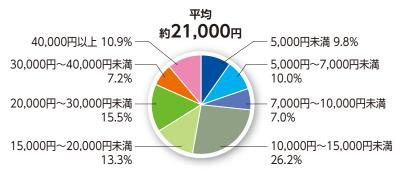
入院保険金 手術保険金(重大手術) (1日5,000円×120日) (5,000円×40倍)

病気の入院補償に現在ご加入いただいている方で、前年と同等条件の加入プランで継続加入いただく場合は、ご対応は不要です。 変更がある場合は、変更事項をご入力のうえWebにてお手続きいただきますようお願いします。

※オプションである先進医療費用を追加される場合は告知が必要です。

医療費ってこんなにかかるんです!!

入院1日あたりの平均自己負担額は 平均約21,000円!



- ※左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。 (高額療養費制度^(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)
- ※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」 (注)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/100714.html)

病気で入院する人ってこんなに多いんです!!

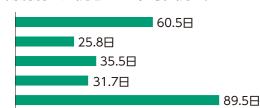
1人あたりの平均入院日数は 平均約31.9日!

傷病別の推計入院患者数



高血圧性疾患 肝臓疾患 糖尿病 ケガおよび中毒 脳血管疾患

傷病別の退院患者の平均在院日数



[厚生労働省大臣官房統計情報部『患者調査』] (平成26年)による

平均の負担額と入院日数によると… **21,000円** × **31.9日** = 約670,000円

突然の高額出費で家計が大変なことに・・・。

病気の入院補償の新規ご加入、ご変更のお手続きは…

団体傷害保険契約加入依頼書と健康状態に関する告知*が必要です。

ご注意!

●病気の入院補償にご加入の場合、健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

家族傷害保険、新・団体医療保険にご加入の場合… (例:被保険者3名の場合)



団体傷害保険 契約加入依頼書



健康状態に 関する告知書

(合計3名分の入力) が必要です。)

*ご加入の型のご変更で補償内容が拡大される場合、再度告知が必要となります。

告知の大切さについてのご説明

- ●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのまま をご報告ください。
 - ※□頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

無料電話相談サービス

ご加入のお客さまだけに充実のサービス!

団体傷害保険または、新・団体医療保険にご加入のお客さまには、無料で次のサービスを行っています。 お気軽にご利用ください。

サービス内容

1 メディカルサポートサービス (24時間・365日)

健康•医療相談

看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えし ます。

介護相談

看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

育児相談

看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

健康管理相談

栄養・食事相談

看護師が栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。

薬に関する相談

看護師が薬に関わる悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポートサービス

人間ドック紹介

看護師が人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便機能

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、看護師が自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

検診結果相談

看護師が検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

看護師が「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談 (予約制)が可能です。

医療機関情報提供サービス

緊急時の医療機関情報の提供

看護師が夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最 寄の医療機関の情報をご提供します。

専門医療機関情報の提供

看護師が地域の専門医療機関情報をご提供します。

女性医師情報の提供

看護師が女性医師情報をご提供します。

高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報 の提供

看護師が高度医療機器による検査・診療を受けられる医療 機関に関わる情報をご提供します。

転院・患者移送手配サービス

看護師が転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に 関わる情報をご提供します。

公的給付相談

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。 (予約制)

法律•税金相談

弁護士や司法書士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。(予約制・30分間)

一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士 または税理士がお答えするものです。

2 メンタルヘルスサービス

メンタルヘルス相談

(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00) ※日祝・年末年始(12/29~1/4)を除きます。 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタルITサポート (Webストレスチェック)

(24時間・365日)

ホームページにアクセスすることにより ストレスチェックが実施できます。 保険ご加入者向けサービス ストレスチェックはこちら

ログイン

- ※1 本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 お電話でのご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険金のお支払いについて

本ページは、「ケガの補償」「賠償責任の補償」「携行品の補償」の保険金のお支払いについて、「実際にお支払いした 事例] [賠償責任額の裁判事例] [想定事例] をもとに、事故内容と損害額を記載し、説明したものです。

※これらは事例であり、実際の事故や、加入タイプによってお支払保険金の額は異なります。

■ケガのお支払い [想定事例]

事故当事者 (ケガをされた方)	事故の内容	お支払保険金例	
ご本人	徒歩で通勤途中、自動車に衝突され転 倒、右足を骨折した。	入院:45日(1日5,000円) 通院:21日(1日2,600円)	279,600 円
同居のお子さま	小学生の息子が、公園でのサッカープレー中に転倒、左手中指を骨折、日帰りにて骨 折経皮的鋼線刺入固定術を行った。	外来の手術:入院保険金日額×5倍 (入院保険金日額は2,500円) 通院:15日(1日1,300円)	32,000 円
別居の未婚のお子さま	一人暮らしをしている大学生の息子が、 友人とスキーに行き転倒。足首を骨折 により入院し、四肢骨観血手術をした。	入院: 10 日 (1 日 5,000 円) 入院中の手術: 入院保険金日額× 10 倍 通院: 8 日 (1 日 2,600 円)	120,800円
ご本人	地震により崩れ落ちたコンクリートブロック塀の下敷きになり、脊柱を圧迫骨折し入院。脊椎固定術をした。	入院:30 日 (1 日 12,500 円) 入院中の手術:入院保険金日額× 10 倍 通院:15 日 (1 日 5,200 円)	578,000円
配偶者(妻)	スーパーの階段でバランスを崩し転倒、左 膝関節を捻挫した。	通院:14日(1日2,600円)	36,400円

■個人賠償責任のお支払い [実際にお支払いした事例] [賠償責任額の裁判事例]

事故当事者	事故の内容	損害額	お支払保険金例
同居のお子さま	自転車で通学途中、交差点で横断歩道を 横断中の女性と衝突。女性は硬膜下血腫 および脳挫傷を負い、3日後に死亡した。	賠償額概算 67,790,000 円 (出典:東京地方裁判所平成 15 年 9 月 30 日判決より)	67,790,000円
で本人 を避けされず衝突。児童は転倒し右手首 たみばした		賠償額概算 272,386 円 (出典: フクハラアイズで過去にお支 払いした事例より)	272,386円
ご本人	マンションで洗濯機のホースが外れ、階下 の部屋の壁および床と家財を水濡れさせて しまった。	壁の修復費用など、賠償額総額 3,160,060円 (出典:東京簡易裁判所平成17年2月 8日判決より)	3,160,060円
同居のお子さま	ゴルフボールで遊んでいて、誤って駐車 中の他人の車のボンネットにボールをぶ つけてしまった。	車の修理費用など、賠償額総額 118,157円 (出典:フクハラアイズで過去にお支 払いした事例より)	118,157円

■携行品のお支払い [想定事例]

時価(修理可能な場合は保険金額を限度として時価と修理代金のいずれか低い額)によって算出した損害額をお支払いします。 (1回の事故につき、3,000円を自己負担いただきます。)

時価とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。

事故当事者 (所有者)	事故の内容	損害額	お支払保険金例
ご本人	デジタルカメラを落としてしまい、修理 を行った。	デジタルカメラの修理額 50,000 円	47,000 円 (自己負担額 3,000 円)
配偶者(妻)	旅行中に買ってまもないスーツケースが 盗まれた。	盗まれたスーツケースの時価 60,000 円	57,000 円 (自己負担額 3,000 円)

インターネットで、手間をかけずに 保険のお手続きができるように なりました

団体傷害保険/新・団体医療保険の両種目が対象です。

※11ページの手続方法に従ってお手続きを進めてください。



インターネットによるお手続きが可能になりました

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です!



24時間 いつでもアクセス







あなたに合わせて しっかり補償!

お手頃な保険料で暮らしを守ります!

団体契約の割引率



資生堂グループ専用の 団体保険制度です。 **充実した補償**をご提供します。

保険期間 平成30年12月20日~平成31年12月20日まで

手続方法





こちらにアクセス

http://www.fkginza.co.jp/direct/shiseido_dansho-geneki/go_group.html

■ログイン画面



- ①会社名をプルダウンから選択します。
- 2 I Dとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。
 - ID:従業員番号(6桁 例001234)
 - PW: 生年月日(西暦8桁 例: 19800401)
 - ※画面表示は職員番号となっていますが、従業員番号 6桁を入力してください。
 - ※7月1日時点の従業員番号をご利用ください。

募集トップ画面



3 「お申込手続き」ボタンをクリックします。

※画面イメージは、実際の画面と多少異なる場合がございます。

スマートフォン タブレットから

下記のQRコード にアクセス!

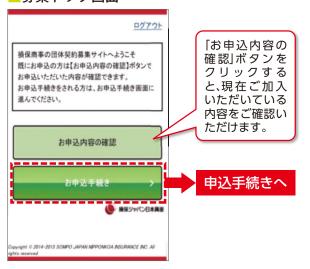


■ログイン画面



- **①**会社名をプルダウンから選択します。
- 2 I Dとパスワードを入力して「ログイン」 ボタンをタップします。
 - ID:従業員番号(6桁 例001234)
 - PW:生年月日(西暦8桁 例:19800401)
 - ※画面表示は職員番号となっていますが、従業員番号6桁を入力してください。
 - ※7月1日時点の従業員番号をご利用ください。

募集トップ画面



3「お申込手続き」ボタンを タップします。

※画面イメージは、実際の画面と多少異なる場合がございます。

損保ジャパン日本興亜の団体契約保険WEB募集システムの概要を説明したものです。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

「団体傷害保険」重要事項等説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- ■商品の仕組み:この商品は以下の異なる普通保険約款より構成されております。
- ①総合補償特約セット傷害保険普通保険約款または総合補償特約セット家族傷害保険普通保険約款、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットした もの。
- ②団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたもの。

【共通】

- ■保険契約者:株式会社資生堂
- ■保険期間:平成30年12月20日午後4時から1年間となります。
- ■申込締切日: 平成30年12月3日
- ■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- ●加入対象者:資生堂グループにお勤めの役職員

【①固有】

●被保険者:被保険者ご本人は加入対象者およびその家族にかぎります。(家族とは加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および同居している ご親族(親族はご本人の血族6親等以内、姻族3親等以内)をいいます。)

【家族傷害保険】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者の続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【普通傷害保険】加入した方のみが保険の対象となります。

【②固有】

●被保険者:被保険者ご本人は加入対象者およびその家族にかぎります。(家族とは加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹、同居の親族をいいます。) (新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。)

【共通】

●お支払方法:平成31年2月分給与から毎月控除となります。(12回払)2か月遅れで給与控除されていますので、退職時に未収分の精算があります。 【①固有】 下表のとおり必要書類にご記入(ご入力)のうえ、ご加入窓口のフクハラアイズまでご送付ください。

●お手続方法:

:	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	Webでお手続きいただくか、ご加入窓口のフクハラアイズまでご連絡ください。
	既 前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
八者の皆さ	入者 ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更し	●申込締切日に間に合う場合は、Webにてお手続きをお願いします。 ●上記以外の場合は、ご加入窓口のフクハラアイズまでご連絡ください。
	き 継続加入を行わない場合	Webにて脱退手続きをお願いします。

- ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。Webでの修正方法等はフクハラアイズまでお問い合わせください。
- (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

【②固有】

下表のとおり必要書類にご記入(ご入力)のうえ、ご加入窓口のフクハラアイズまでご送付ください。

●お手続方法:

:	ご加入対象者		お手続方法
		新規加入者の皆さま	Webでお手続きいただくか、ご加入窓口のフクハラアイズまでご連絡ください。
	既	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	既加入者の皆さま	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合**	●申込締切日に間に合う場合は、Webにてお手続きをお願いします。●上記以外の場合は、ご加入窓口のフクハラアイズまでご連絡ください。※保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみ再度告知が必要です。
	ま	継続加入を行わない場合	Webにて脱退手続きをお願いします。

【共通】

- ●中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の当月20日(15日過ぎの受付分は翌月20日)から平成31年12月20日午後4時までとなります。
 - 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- ●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のフクハラアイズまでご連絡ください。
- ■団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、 団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

普通傷害保険、家族傷害保険

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(*)をされた場合等に、保 険金をお支払いします。

- (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

[急激かつ偶然な外来の事故]について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が 直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・ 後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている 場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその 被保険者の被った傷害にかぎります。(**) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での過
後 遺 障 害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	転または麻薬等により正常な運転がきないおそれがある状態での運転 ただし、保険金をお支払いしないのはそのでは、保険者の被った傷害にかぎります。(*4) ④脳疾患、疾病または心神喪失
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から 180 日以内)	ただし、保険金をお支払いしないはその被保険者の被った傷害にたります。(**1) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
傷害 (国内外甫賞) 手保	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	(アドイドリティーでのでは、東東通りで、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学
通院	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	のおよび練習を含みます。)の間の 事故 など (※1)家族傷害保険の場合 (※2)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な言義・主張を有する団体・個人ではこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理論的検査、神経学的検査、臨床をを言いいる。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成30年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の 種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。(※1)「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および、不動産を含みます。(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 旧 債 債 (国内外、イントの配偶者 (国内外、イントの配偶者の別居の未婚の子、金本人またはその配偶者の別居の未婚の子、金本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって表を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。。なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ①原動祭にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。の親族にかぎります。とお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ①原動の規模に対しています。		①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者責任 ⑤被保険責任 ⑥被保険責任 ⑥被保険責者が所有、使用または管理する財物にで、その対して負担する損害賠償責任 ⑦心神保険者を有する方に対して負担する過害賠償責任 ②がな場合である場合である。 ⑥動有によび自動車・原動機付用または管理に起因する損害賠償責任 ②航程の事業には受打に起因する損害賠償責任 ②航空機、船舶および自動車・原動機付自転車をは管理に起因する損害賠償を表表責任 ②が次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるであるもの ②ゴルフ場敷地内におけるであるもの ②ゴルフ場東には保険金をお支払いしません。)	
物の損害の補償	携行品害外 (国) (注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の時価(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1) 「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2) 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注1) 1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、印紙、切手 ■預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物	① 放意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での 運転または麻薬等により正常なができないおそれがある状態での運転 ④ 戦争、外国のます。)、核燃料物質等 行為るもの ⑤ 地震、
費用の補償	ホール アロ費 国の補(注)	日本国内にあるゴルフ場 (*1) においてゴルフ競技 (*2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(**3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1) 「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2) 「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。) し、基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフ) を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (次ページに続きます。)	 ①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償ホイワ・ルロサータを開います。アーサーの補(対しては、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	(前ページより続きます。) (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパン日本興亜がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃**4リしており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(*4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合④同伴競技者以外の第三者(***)が目撃***4リしており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合(3ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	(前ページに同じです。)

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

P型

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保 険金をお支払いします。

- (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- [急激かつ偶然な外来の事故]について
- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

仔	保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ(国	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 死亡保険金の額 死亡・後遺障害保険金額の全額	① 故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での 運転または麻薬等により正常な運転が できないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天 災危険補償特別をセットしない場合)
(国内外補償)	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~ 100%をお支払いします。 ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)	③頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳 登はん、ロッククライミング(フリークライ ミングを含みます。)、航空機操縦(職務 として操縦する場合を除きます。)、ハ ググライダー搭乗等の危険な運動を行っ ている間の事故 ①自動車、原動機付自転車等による競 技、競争、興行(これらに準ずるものお よび練習を含みます。)の間の事故 など

保険金の 種類 弁護士費用 日本国内の 弁護士 費用 (注) 法令に基づき解決する トラブ Ĵ٧ が 対象

保険金をお支払いする主な場合 被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該 当するトラブル(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによっ

て、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護 士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護 士委任費用保険金をお支払いします。<u>ただし、以下1・2·5</u>のトラブルの場合は、被保 険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについて も対象となります。

なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被 保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

11 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐取にあった等(※2)の被害を被った

ことによるトラブルをいいます。

2 借地または借家に関するトラブル

賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約に おける地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を 親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃 貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。

3 離婚調停に関するトラブル

被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。 ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、内 縁関係の解消および協議離婚によるものを含みません。

(注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する 日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。

(注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

4 遺産分割調停に関するトラブル

被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求(※3)における調停等のト ラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象とな ります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関 する費用を含みません。

(注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

5 人格権侵害に関するトラブル

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー 行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをい います。

- (注1)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客 観的に証明できるトラブルにかぎります。
- (注2)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する 日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしま

保険金種類

お支払いする保険金の額

法律相談

法律相談(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパン日本 興亜の同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費 用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金 費用保険金額を限度とします。

> | 法律相談費用保険金の額 | = 損害の額 | - | 自己負担額 1,000円

弁護士委任(**4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパン 日本興亜の同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※5)を 弁護士委任 負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払い 費用保険金します。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。 なお、顧問料および日当は、対象となりません。

弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または② の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
 - ①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生し た時のお支払条件により算出した保険金の額
 - ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早 い時のお支払条件により算出した保険金の額
- (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。
- (※2)財物の盗難または詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行っ たものにかぎります。
- (※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
- (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相 談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの 法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または 弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみ なし、保険金の限度額を適用します。
- (※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求す る郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびそ の他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金および これらに類する費用を含みません。

保険金をお支払いできない主な場合

【全トラブルに共通の事由】

- ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(*)、犯罪行為または闘争 行為
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤または シンナー等の使用
- ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行 為を除きます。)、核燃料物質等によ
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑥国または公共団体の強制執行または 即時強制
- ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質に よるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫 食い等。ただし、これにより身体の障 害または他の財物の損壊が発生して いる場合は除きます。
- ⑧被保険者または被保険者を親権者と する未成年かつ未婚の子の職務遂行 に関するトラブルおよび職場におけ るいじめもしくは嫌がらせによる精 神的苦痛に関するトラブル
- ⑨主として被保険者または被保険者 を親権者とする未成年かつ未婚の 子の職務のために使用される動産 または不動産の所有、使用または管 理に起因する事由
- ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に 関するトラブル(過払金の返還請求 に関するトラブルを含みます。)。た だし、詐取による被害事故に関する トラブルを除きます。
- ⑪保険契約または共済契約に関する 事由。ただし、相続財産としての保 険契約または共済契約の遺産分割 調停に関するトラブルを除きます。

(※)この保険契約で保険金の支払対 象となるトラブルの原因事故に よって自殺し、かつ、支払条件を 満たすことが明らかな場合を除 きます。

【各トラブル固有の事由】

左記11に該当する場合

- ⑫被保険者または被保険者を親権者と する未成年かつ未婚の子が被った自 動車または原動機付自転車の所有、 使用もしくは搭乗または管理に起因 して発生したトラブル
- ③医師等が行う診療、診察、検査、診 断、治療、看護または疾病の予防
- ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸ま たは柔道整復等
- ⑤薬剤師等による医薬品等の調剤、調 整、鑑定、販売、授与またはこれらの 指示
- 16身体の美容または整形

左記11・2・5に該当する場合

⑦被保険者または被保険者を親権者とす る未成年かつ未婚の子とその親族と の間で発生した事由

左記11・5に該当する場合

⑱環境汚染

19環境ホルモン、石綿またはこれと同 種の有害な特性に起因する事由 20騒音、振動、悪臭、日照不足等 ②電磁波障害

左記3に該当する場合

②被保険者の行為に起因して発生したこ とが明らかに認められる離婚調停に関 するトラブル

など

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断くだい。
- の妄古をこ刊めてたさい。。 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

	用語のご説明		
用語	用語の定義		
	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。		
	トラブルの種類	原因事故の発生の時	
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	
原因事故		被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	
		被保険者の被相続人が死亡した時	
	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	株券、手形その他の有価証券、印紙、切	る未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、]手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物 権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいま	す。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術である。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧く (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)		
調停等調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかき		す。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。		
通院	病院もしくは診療所に通い、または往 等のためのものは含みません。	診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院また	たは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
被保険者を 親権者とする 未成年かつ 未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時	におけるものをいいます。	
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の 弁護士の場合は、被保険者以外の弁護	規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が 士をいいます。	
法律相談		3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、 はこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。	
保険金請求 権者		の当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関って被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談「。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいす	₹ す 。	
免責金額 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。		から控除する自己負担額をいいます。	

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

〔新・団体医療保険〕

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

1:	保険金の	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	種類		
	疾 病 入 院 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ 行為(*1)を除きます。)、核燃料物質 等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での
疾 病		以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から②までのいずれかの手術************************************	(生) での

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
 - ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

	保険金の 種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
彩 看	先進医療 等費用 保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(**1)を受けたことにより負担した先進医療(**2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミング縦 を含みます。)、航空機縦(職務として操縦 する場合を除きます。)、ハンググライダーなする場合を除きます。)、航空機縦(職務として操縦 東等の危険な運動を行っている間の事故をある時、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など

- (注)補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償さ れますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約 の要否をご判断ください(※2)
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときな どは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

- ●特定疾病等対象外特約について
- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。 ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。 ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」
- がセットされます
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を 削除できることがあります。ただし、彼保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。 (削除できない場合の例)
- ○補償対象外とする疾病群が複数の場合
- ○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。	
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。	
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 (**)。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為で対象として列挙されている診療行為を含みます。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

[普通傷害保険・家族傷害保険]

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、Web の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- Web にご入力いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※) [告知事項] とは、危険に関する重要な事項のうち、Web 入力事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

- (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお 支払いできないことがあります。
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- Web 画面等入力の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者 または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ■この保険では、下欄記載の職業については、お引き受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の 危険を有する職業

- Web 画面等入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響について>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- ●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
- ●中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月20日(15日過ぎの受付分は翌月20日)から平成31年12月20日午後4時までとなります。 [弁護士費用総合補償特約]
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ●離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン日本興亜に書面でご通知ください。 事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。 事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または 一部をお支払いできないことがあります。
 - (注) 個人賠償責任を補償するご契約には、賠償事故解決特約が自動セットされます。日本国内において発生した個人賠償責任のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など
- ●保険金のご請求にあたっては、次頁に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

		必要となる書類	必要書類の例
	1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの 原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
	3	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する 賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、 治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源食徴収票、災害補償規定、補的場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈 用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 金ど ④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任費用を自担した場合 法律相談または弁護士委任費用を自担した場合 法律相談できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの全額を 確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用の受領印が押印された調停 等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または 判決書その他これに代わるべき書類
	4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書 (写)、保証書 など
F	5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
	6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書 類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの 領収書、承諾書 など
	7	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出す るための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保 険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払 いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン 日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容 につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払 対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

<u>. 保険金をお支払いできない主な場合</u> 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からす でに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被 保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払 込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は 各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負 います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、 保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。 ※弁護士費用総合補償特約をセットした型を契約された場合を除きます。

引受保険会社 引受割合 82% 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事) 11.5% 東京海上日動火災保険株式会社 6.5% 三井住友海上火災保険株式会社

弁護士費用総合補償特約をセットした型を契約された場合は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の100%引受けとなります。

9. 保険会社破綻時の取扱い 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続き に基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が 削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額) が補償されます。
- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。 (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービス の案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、 法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人 情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または 損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

[普通傷害保険・家族傷害保険]

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入 いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、 再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。 □補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 □保険金額 □保険期間

 - □保険料、保険料払込方法 □満期返れい金・契約者配当金がないこと
- 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。(内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

もう一度 ご確認ください。

- □被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちら のご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内 容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

	職種級別	職業・職種				
	A級	下記以外				
ĺ	B 級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自				
	D N/X	動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者				

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボー ト競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
- ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族傷害保険にご加入になる方のみご確認ください】

- □被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。
 - 【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】
- □『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加 入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い 保険金額となります。

- 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。
 - □特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」 が記載されていますので必ずご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

[新・団体医療保険]

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、Web の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- Web に入力いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、Web 入力事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものを いい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と 判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責 任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- Dご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告 知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入 初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年以 内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ▶「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。 ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。



ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合
- ●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)。

など

- ③今回はご加入いただけません。
- ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- ●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項

- Web 画面等入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 - 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- ●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- ●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- ●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
- ●中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月20日(15日過ぎの受付分は翌月20日)から平成31年12月20日午後4時までとなります。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(**1)より前に発病(**2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(**1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、 全保険期間補償対象外となります。
 - (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上 重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等から の原因調査報告書 など
3	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書 (写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書 類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方か らの領収書、承諾書 など
7	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出す るための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して 1,000 日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からす でに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- ○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

[新・団体医療保険]

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- □補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- □保険金額
- □保険期間
- □保険料、保険料払込方法
- □満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- □被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社フクハラアイズ

〒104-0061 東京都中央区銀座7-5-5 資生堂銀座ビル5F TEL 0120-81-2987 FAX 0120-55-6004

(受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第七部 第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4151 FAX 03-3231-2602

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

[一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター]

〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●加入者証は大切に保管してください。また、保険始期から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

- ◆この保険は株式会社資生堂が団体保険契約者となり、資生堂グループ役職員の加入依頼に基づき、資生堂グループ役職員などを被保険者 (保険の対象となる方)として締結する団体保険契約です。
- ◆加入対象者は資生堂グループにお勤めの役職員にかぎります。
- ◆被保険者ご本人は加入対象者およびその家族にかぎります。(家族とは加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および同居しているご親族(親族はご本人の血族6親等内、姻族3親等内)をいいます。)
- ◆保険料は平成31年2月より毎月の給与から控除されます。(12回払)2か月遅れで給与控除されていますので、退職時に未収分の精算があります。
- ◆団体割引:このパンフレットに記載の保険料は、前年のご加入人数により決定した団体割引 20%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ◆保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

継続契約^(※)ご加入プラン・保険料

※平成29年度より、新規販売を停止しております。

(保険期間1年、団体割引20%、職種級別A級、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット)

①普通傷害保険(パーソナルプランAH型)…携行品損害補償なし 月払

補	補償内容 ご加入プラン(型)			AHA	AHB•AHB2	AH1	AH2	AH3	
月払保険料			食料	640円	550円	1,850円	3,690円	5,410円	
保険金額	ケガ	ご本人	死亡・後遺障害	10万円	10万円	220万円	500万円	670万円	
	がの補償		入院保険金日額	2,500円	2,500円	6,000円	12,000円	18,000円	
	間慣		通院保険金日額	1,300円	1,300円	4,000円	8,000円	12,000円	
	個人賠償責任			1億円	_	1億円	1億円	1億円	
	+								
	1	ホールインワン・アルバトロス 費用付プラン		50万円					
				AHGA	AHGB•AHGG	AHG1	AHG2	AHG3	
		月払保険料		1,110円	1,020円	2,320円	4,160円	5,880円	

②普通傷害保険(パーソナルプランAP型)…携行品損害補償あり 月払

補償内容で加入プラン(型)			ご加入プラン(型)	AP1	AP2	AP3		
月払保険料			料	1,980円 3,820円		5,530円		
	ケガの補償		死亡・後遺障害	190万円	470万円	640万円		
		ご本人	入院保険金日額	6,000円	12,000円	18,000円		
			通院保険金日額	4,000円	8,000円	12,000円		
保	個人賠償責任			1億円	1億円	1億円		
保険金額	携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)			35万円	35万円	35万円		
額	+							
	ホールインワン・アルバトロス			50万円				
	費用付プラン			APG1	APG2	APG3		
	月払保険料		R 険料	2,450円	4,290円	6,000円		

③家族傷害保険(ファミリープランAF型) 月払

補償内容で加入プラン(型)			ご加入プラン(型)	AF1	AF2	AF3	AF4	AF5
月払保険料			斜	6,040円	7,830円	9,830円	11,810円	13,850円
	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	530万円	770万円	810万円	1,060万円	1,100万円
			入院保険金日額	7,500円	9,000円	12,000円	15,000円	16,000円
			通院保険金日額	5,000円	6,000円	7,500円	10,000円	11,000円
		配偶者	死亡・後遺障害	400万円	600万円	800万円	800万円	800万円
			入院保険金日額	4,000円	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
			通院保険金日額	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	5,500円
保		その他の* ご親族 (1名につき)	死亡・後遺障害	300万円	500万円	700万円	700万円	700万円
保険金額			入院保険金日額	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	7,500円
(額)			通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	5,000円
	個人賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)		45万円	45万円	45万円	45万円	45万円	
	+							
	ホールインワン・アルバトロス			50万円				
	費用付プラン		AFG1	AFG2	AFG3	AFG4	AFG5	
	月払保険料		6,510円	8,300円	10,300円	12,280円	14,320円	

手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金額日額の5倍をお支払いします。

病気の入院保険金日額と保険料

(保険期間1年、団体割引 20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

	/F3 \ #11					
ご加入プラン	個人型					
	F3	F1,F12	F2			
入院保険金日額	ご本人	ご本人	ご本人			
八阮床陕並口領	2,500円	5,000円	4,000円			
プナーの进行性		口+1 /口陉火				
ご本人の満年齢	月払保険料					
0~24歳	200円	390円	310円			
25~29歳	280円	560円	460円			
30~34歳	350円	700円	570円			
35~39歳	390円	760円	610円			
40~44歳	420円	830円	670円			
45~49歳	530円	1,050円	840円			
50~54歳	690円	1,370円	1,100円			
55~59歳	1,010円	2,020円	1,610円			
60~64歳	1,400円	2,780円	2,230円			
65~69歳	2,080円	4,160円	3,330円			

ご照会・お問い合わせは

取扱代理店 株式会社 フクハラアイズ 〒104-0061 東京都中央区銀座7-5-5 資生堂銀座ビル5F

TEL. 0120-81-2987 FAX. 0120-55-6004

確かな今日 安心な明日 総合保険代理店

フクハラアイズ

2018年10月6日作成 SJNK18-07964